

2024年11月13日

総務大臣
村上 誠一郎 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石上 千博

臨時・非常勤等職員の処遇改善、雇用安定に関する要請書

貴職の地方自治の発展にむけたご努力に敬意を表します。

さて、2020年4月の会計年度任用職員制度の開始から4年半あまりが経ちました。2024年6月には改正地方自治法による勤勉手当の支給がほとんどの自治体でなされ、任期の定めのない常勤職員との均衡が図られてきつつあります。

しかし依然として、一部の自治体では法の趣旨を曲解し、フルタイムとすべき標準的な業務量があるにも関わらず短時間での任用や、賃金改定があった場合でも遡及した支給がないなど同一労働同一賃金の観点から多くの課題が残されたままとなっています。

一方、2024年6月に会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（以下「総務省マニュアル」という）において、再度の任用に関する上限の例示が削除されたことにより、自治体における再度の任用規定が見直されることにつながることを期待されるものの、依然として再度の任用に当たっての当事者の雇用不安を払しょくすることはできていません。

会計年度任用職員を含めた臨時・非常勤等職員の雇用安定・処遇改善を進め、貴重な人材を確保することは、安定した公共サービスの提供に資するものであり、住民の行政への信頼に応えるものとなります。

以上のことを踏まえ、下記のとおり要求しますので、貴職の誠意ある回答をお願いいたします。（◎が重点課題）

記

1. 会計年度任用職員制度等の適正化にむけ、以下の点について対応をはかること。

- (1) 自治体に対し、会計年度任用職員の期末手当・勤勉手当の支給および賃金改定に関する遡及について、常勤職員に準じた対応とするよう引き続き働きかけること。あわせて対応状況についても調査を行うこと。（◎）
- (2) 会計年度任用職員の休暇等に関して総務省マニュアルでは、「国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ」と示されているが、同一自治体の常勤職員との均衡・権衡の原則の観点から、常勤職員との不合理な格差が生じることのないよう総務省マニュアルを改正すること。（◎）

- (3) 会計年度任用職員の雇用の安定のため、選考に際しては職務上で得た知識や経験、勤務状況を重視するよう総務省マニュアルに追記するなど、周知をはかること
 - (4) 会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の多くが資格職であり、本来は常勤職員が行うべき住民への安定した地域公共サービスを提供するために必要な存在となっている。しかし、賃金については低く抑えられており、その上、前歴換算が適切に行われていない事例が散見されていることから、給与決定について常勤職員と同様となるよう自治体に働きかけること。(◎)
2. フルタイムの「会計年度任用職員」を法律上、明確に位置づけたことを踏まえ、財政的な負担を回避するために、勤務時間の短縮や勤務日数の変更などの不適切な事例の改善にむけて、自治体に対して適切な助言を行うこと。
3. 会計年度任用職員及び任期付短時間勤務職員の人件費に係る財源については地方財政計画をより充実させるなど、最大限の努力をはかること。

以 上